

平成 30 年度 事業計画書

(公財) 三重県生活衛生営業指導センター

平成30年度事業計画

平成29年度の我が国経済をみますと、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いています。特に、訪日外国人旅行者数が過去最高水準に達するなど景気拡張期間が戦後2番目の長さとなっています。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。日本政策金融公庫の生活衛生関係営業の景気動向調査も同様に、業況判断DI、売上DI、採算DIともに上昇傾向が続いており、緩やかな回復傾向がみられます。

三重県では、「お伊勢さん菓子博2017（第27回全国菓子大博覧会）」が4月～5月に開催され、24日間で60万人近い入場者があり盛況に終わるなど三重県の景気も緩やかに持ち直しており、全体として回復基調にあります。当指導センターに対しまして、菓子博実行委員会から周知要請があり、地域活性化の為、三重県各生活衛生同業組合様の協力を得まして、周知活動を展開し、他業界との連携を深めました。

今後の主な行事は、2018年7月～8月に、全国高等学校総合体育大会(インターハイ)が東海地区で開催されます。三重県においては、総合開会式やレスリング、陸上競技、バレーボール、ソフトボール、柔道など多くの競技が開催される予定です。2020年には、「東京オリンピック」、2021年には、46年ぶりに「三重とこわか国体」の開催が予定されています。

上記行事等を通じて、三重県にお越しになられる国内外の方々が今後益々増えることが期待されます。飲食業、旅館ホテル業、理美容業等生衛業の皆様方の「おもてなし」や「衛生水準」が評価される絶好の機会であり、新たなビジネスチャンスでもあります。

国内外の多くの観光客等から三重県の「おもてなし」や「衛生水準」は素晴らしいと思って頂けるよう外国語表記の更なる拡充、衛生面への配慮、メニュー・サービス等の一層の充実に努めていくことが重要であります。

当指導センターは、今年度も昨年に続き、「衛生水準確保・向上事業」—

1 1月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化に取り組む事業を積極的に展開していきます。

また、生衛業界の衛生面及びサービス面の更なる向上に資するため諸策を講じていくこととします。

そのためにも、県、保健所等の行政機関との連携を一層強め、情報を早く察知し、タイムリーで適切な組織運営を行っていきたいと考えております。

また、生衛業のみなさんが低利で融資が受けられるよう日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付（衛経貸付）に対する市町の利子補給制度創設拡大についても、引き続き取り組んでまいります。

平成30年度の主な事業

- 1 指導センターの企画運営に関する事業
- 2 生活衛生関係営業の振興を図る事業
- 3 地域の健康・福祉対策を推進する事業
- 4 消費者の利益を守る事業

I 指導センターの企画運営に関する事業

- (1) 評議員会、理事会等の適宜開催と適正な運営
- (2) 「せいえいみえ企画振興委員会（SKS）」活動の充実
- (3) 行政機関等との緊密な連携による事業の展開
- (4) 全国会議（理事長会議、事務局代表者会議、実務担当者会議等）及びブロック経営指導員等会議への出席
- (5) 事業の推進に必要な会議の運営
- (6) 各生活衛生同業組合との緊密な連携

II 生活衛生関係営業の振興を図る事業

生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）を営む者に対し、融資・経営・衛生面等の指導の充実を図り、生衛業の振興・発展と県民の安全で安心な暮らしをサポートする。

このため、融資・経営・衛生等の相談、情報化整備、後継者育成等の各事業並びに研修を行うとともに市場調査等受託調査事業を行う。

また、三重県の生衛業の振興・発展を図るために機関紙の発行を行う。

1 生活衛生営業相談指導事業

当指導センターに国の設置要綱に基づく生活衛生営業経営指導員を配置し、生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談対応・指導を行うとともに、適宜巡回相談を行い、更に毎月1回ずつ四日市市と伊勢市において移動相談を行う。これらの相談において、随時、中小企業診断士が対応する日を設ける。また、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修会及び衛生・税務等に関する研修会を開催する。

(1) 営業相談室事業（当指導センター相談コーナー）

生活衛生営業経営指導員が生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談を受け、指導助言を行う。

(2) 巡回相談の推進

県内の生活衛生同業組合の支部長や特別相談員等の店舗を積極的に訪問し、情報の収集及び還元に努め、きめ細かな経営相談等に努める。

また、これまで取組が不十分であった遠隔地域（名張・伊賀地区尾鷲・熊野地区など）にも積極的に巡回する。

(3) 移動相談の充実

遠隔地の相談者の利便を図るため、次のとおり移動相談室を設置する。

*三重県四日市庁舎 原則として毎月第1金曜日（年12回）
（30年5月、11月、31年1月は第2金曜日）

*三重県伊勢庁舎 原則として毎月第1木曜日（年12回）
（30年5月、11月、31年1月は第2木曜日）

ア 相談指導顧問（中小企業診断士）の設置

専門的な経営相談に応じるため、年6回（指導センター事務所 2回、四日市庁舎 2回、伊勢庁舎 2回）中小企業診断士が対応する相談日を設ける。

(4) 経営特別相談員研修

県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修（融資、衛生、経営等）を年1回開催する。

<開催予定日>

平成30年7月23日（月）津市

(5) 税務研修会

ア 軽減税率制度の周知

平成31年10月から消費税率が8%から10%に引き上げら

れることに伴う軽減税率制度について、本年10月に県内8箇所で開催する情報交換会において、国税庁または税務署職員による説明の場を設けるとともに、巡回指導時に、軽減税率制度にかかる資料の配布を行う。

イ 新規開業者等税務研修会の開催

新規開業者や未申告者を対象に、税務申告についての基礎知識、税務申告方法等について研修を実施する。

<開催予定日>

平成30年11月5日（月）津市

(6) 生活衛生貸付の融資相談

日本政策金融公庫（国民生活事業）と連携を密にして的確な相談指導と迅速な事務処理を行い円滑な資金導入に努める。

- ① 一般貸付についての融資相談及び指導助言
- ② 同業組合の振興計画に基づく振興事業貸付の指導助言・推進
- ③ 生活衛生改善貸付の適正な推進と指導助言
- ④ 利子補給制度の促進

2 生衛業情報化整備事業

（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国指導センター」という。）とのネットワーク等との連携により、生衛業に関する経営指標・各種統計資料・公庫融資制度・苦情処理事例等の情報を整備し、利用者または消費者に役立つ情報の提供を行うとともに機関紙「せいえいみえ」を発行する。

また、三重県指導センター独自の情報伝達ネットワーク「せいえい三重ネット・ネット」の登録者数の拡充を図り、食中毒警報・ウイルス注意情報等のタイムリーな情報提供に努める。

- (1) 全国指導センターとのネットワーク等による情報の収集、提供を行うとともにホームページの適切な運用管理、お知らせページの充実に努める。
- (2) 三重県及び市町の消費生活センター等との連携を強化し、引き続き情報交換会議及び消費者懇談会を開催する。
- (3) 「せいえい三重ネット・ネット」登録事業所数を計画的に増やし、ネットワークの拡充に努める。

3 後継者育成支援事業

生衛業が直面している後継者問題に取り組むため、当指導センターに後継者育成支援協議会および後継者育成支援検討会を設置し、必要に応じて開催するとともに、関係団体と連携して後継者育成支援に取り組む。

モデル事業として、理容・美容組合及び鮪業組合員が中高生等に対して出前授業や課外授業を行い後継者の育成に取り組むのに続いて、今後は、料理業等の生衛業にもインターンシップ制度の導入を促進し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図る。

- (1) 課外授業の開催もしくは出前授業の支援
- (2) インターンシップ受入登録店の推進
- (3) 次世代を担う若手経営者・組合員の活動の支援

4 衛生水準確保・向上事業

- (1) 衛生行政推進における重要な社会基盤である生衛組合による講習・研修会の開催を推進する。
- (2) 11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を進め衛生水準の確保向上を図る。

5 調査受託事業

生衛業の経営の健全化と融資制度の充実等に資する基礎資料を得るための調査として、全国指導センターの委託を受け、生活衛生関係営業の経営状況調査等の市場調査事業を実施する。

6 生活衛生関係営業収益力向上事業（全国センター委託事業）

平成29年10月に最低賃金が引き上げられたことに伴い、生衛業における影響が懸念されるとして全国センターが行う最低賃金制度の周知及び確実な賃上げの確保のための収益力向上を目的とするセミナーを開催する。

Ⅲ 地域の健康・福祉対策を推進する事業

生衛業の特徴を活かして地域の健康増進、福祉の向上を図ることにより、生衛業の振興・活性化、経営の安定化を図り、生衛業の地域社会への貢献を促進する。

1 生衛業活性化促進事業

衛生・健康増進・アレルギー対策・バリアフリー等について講習・研修を開催するなどして衛生管理への注意喚起、ヘルシーメニュー店登録の推進及び店舗のバリアフリー化を促進する。

(1) 衛生推進事業

ア 食中毒警報等衛生に関する情報を随時周知する。

イ 保健所と生衛組合との衛生等に関する情報交換会を開催する。

<開催予定日>

- | | |
|----------|---------------|
| ① 津保健所 | 30年10月 2日 (火) |
| ② 伊勢保健所 | 30年10月 4日 (木) |
| ③ 四日市保健所 | 30年10月 5日 (金) |
| ④ 鈴鹿保健所 | 30年10月15日 (月) |
| ⑤ 桑名保健所 | 30年10月16日 (火) |
| ⑥ 伊賀保健所 | 30年10月22日 (月) |
| ⑦ 松阪保健所 | 30年10月23日 (火) |
| ⑧ 尾鷲保健所 | 30年11月19日 (月) |

ウ 日本公庫の各支店、県内全保健所等に生衛業に関するパンフレット等を配備するとともに、融資相談や許可申請時等に配布し、組合加入のメリット等について周知してもらえよう態勢の整備に努める。

(2) 健康増進事業

ア 生衛業者及び一般市民を対象とした衛生管理、食育・アレルギー対策等の講習会・研修会を開催する。

イ 飲食店等におけるヘルシーメニュー・カロリー表示店の登録を推進する。

(3) 受動喫煙防止対策への取組

健康増進法の一部改正に伴い、禁煙・分煙等の店頭掲示等による受動喫煙の防止について、日本たばこ産業（株）とも協働して実施率の向上を図る。

(4) 地域活性化連携事業

地域の福祉の向上及び活性化に生衛業者が連携して取り組む地域活性化連携事業への取り組みを促進・支援する。

2 災害時における支援事業

三重県知事と県内各生衛組合及び指導センターが締結している「災害時帰宅困難者支援協定」を中心として、生衛業の有する人的・物的・技術的

資源を活かして、県の災害・災害復旧対策に積極的に協力する。

3 地域貢献事業

S K S 委員会を中心に、地域環境の美化と各生衛組合員の交流を兼ねて、平成 27 年度から取り組んでいる「海岸一斉清掃活動」を継続して行う。

IV 消費者の利益を守る事業

消費者・利用者の利益を守るため、苦情相談への対応を検討するとともに消費者等から意見・要望を聞き取り、提供する業務内容の一定水準の確保及び質の向上、賠償制度の導入・拡大を図る。

1 消費者等との意見交換事業

(1) 平成 25 年度から開催している消費者代表、生衛業代表、学識経験者及び行政関係者による消費者等との意見交換・連絡会議を開催し、消費者の生の声を反映し事業に活かす。

～参考～

< 29 年度消費者懇談会委員 >

三重県市町消費者団体代表、公益財団法人三重県文化振興財団副理事長、マスコミ役員、県消費生活センター消費生活班班長、県健康福祉部食品安全課生活衛生班主査他

(2) 平成 24 年度から参画した三重県消費生活センター所管の「みえ・くらしのネットワーク」との連携を強化し、消費者とサービス提供者に係わる各種情報の交換を行う。

2 クリーニング師等研修・講習事業

クリーニング業法で受講が義務付けられているクリーニング師研修及び業務従事者講習（通信教育）を研修機関として三重県知事の指定を受けた全国指導センターからの受託事業として実施する。

三重県及び組合と協働連携し、各保健所が管理するクリーニング所の台帳の整備を進めるとともに、受講促進の啓発を行い、受講率の向上に努める。

3 標準営業約款登録事業

消費者のより強い信頼を得るために作られた制度であり、公庫融資においても、登録事業所については、より低利な優遇措置がとられている。

安全・安心・清潔な生衛業の店舗が普及し、利用者や消費者の利益が確保されるように、厚生労働大臣が指定する理容業・美容業・クリーニング業・麺類業及び一般飲食業ごとに営業方法や取引条件を定め損害保険に加入することを条件に、全国指導センターが厚生労働大臣の認可を得て作成した標準営業約款について、登録店の募集・登録・更新を行う。

- (1) 消費者の登録店利用を促進するために街頭啓発を行う。
- (2) 登録加盟店の維持・拡大のための関係者協議会・勉強会を開催する。

4 環境衛生営業振興助成交付金事業

旅館ホテル及び飲食業組合が全国大会を実施する場合に、その事業に協賛して連合会が実施する事業に対して 50 万円ずつ補助する。

(以上)